三	三ワットを超え一〇ワット以下のもの	二七、九〇〇
四	一〇ワットを超え一〇〇ワット以下のもの	四八、三〇〇
五	一〇〇ワットを超え一キロワット以下のもの	六六、七〇〇
六	一キロワットを超えるもの	八一、二〇〇

第二条第四項中「同項の表」を「同項の甲表」に改め、「一一、九〇〇」と」の下に「、同項の乙表中「七、七〇〇」とあるのは「六、八〇〇」と、「二〇、八〇〇」とあるのは「一六、六〇〇」と、「二七、九〇〇」とあるのは「二一、八〇〇」と、「四八、三〇〇」とあるのは「三七、〇〇〇」と、「六六、七〇〇」とあるのは「五五、二〇〇」と、「八一、二〇〇」とあるのは「六五、五〇〇」と」を加える。

第七条中「（情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して認定を申請する場合にあつては、一三六、八〇〇円）」を「（移動受信用地上放送をする特定基地局に係る開設計画の認定を申請する場合にあつては、一七四、一〇〇円）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して認定を申請する場合における前項の規定の適用については、同項中「一三七、一〇〇」とあるのは「一三六、八〇〇」と、「一七四、一〇〇」とあるのは「一七三、九〇〇」とする。

附　則

この政令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年四月二十三日）から施行する。

総務大臣　原口　一博
財務大臣　菅　**直人**
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

最高裁規則

○最高裁判所規則第四号

司法修習生に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年四月七日

最高裁判所

司法修習生に関する規則の一部を改正する規則

司法修習生に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年最高裁判所規則第三号）の一部を次のように改正する。

附則第四項及び第五項を削り、附則第六項を附則第四項とする。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十三年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2　司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）附則第二項及び司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十八号）附則第十条の規定により同法第二条の規定による改正後の司法試験法の規定による司法試験に合格した者とみなされた者であって、この規則の施行前に採用され、この規則の施行後も引き続き修習をする司法修習生の修習については、なお従前の例による。

最高裁判所長官　竹﨑　博允

省　令

○総務省令第四十五号

航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）第二条第三項及び第二条の二第三項の規定に基づき、航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月七日

総務大臣　原口　一博

航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令

航空機燃料譲与税法施行規則（昭和四十七年自治省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「三沢飛行場」の下に「、百里飛行場」を加え、「、弟子屈飛行場」を削る。

別表第四中「、弟子屈飛行場」を削る。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　改正後の別表第一及び別表第四の規定は、平成二十二年度以後の年度分の航空機燃料譲与税について適用し、平成二十一年度分までの航空機燃料譲与税については、なお従前の例による。

○農林水産省令第三十四号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月七日

農林水産大臣　赤松　広隆

農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の項中「第七十三条の四十四第五項において準用する場合も含む。）」の下に「、第四十九条第一項（第五十条の二第四項、第五十条の四第四項、第六十五条第四項、第七十三条第二項及び第七十三条の三第五項において準用する場合を含む。）」を加える。

別表第二農業協同組合法の項中「第十一条の七第二項」を「第十一条第二項、第十一条の七第二項」に改める。

別表第四農業協同組合法の項中「第三十六条第十一項第二号」を「第二十九条の二第二項二号（第七十二条の二の二、第七十三条第二項及び第七十三条の三十七において準用する場合を含む。）、第三十六条第十一項第二号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第百六十三号

航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）第一条第二項の規定に基づき、昭和四十七年自治省告示第二百四十四号（航空機燃料譲与税法第一条第二項の市町村を指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十二年度分の航空機燃料譲与税から適用する。

平成二十二年四月七日

総務大臣　原口　一博

「同　川上郡弟子屈町」を削り、「同　石川郡玉川村」を「同　茨城県　石川郡玉川村　小美玉市」に改める。

○政治資金適正化委員会告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十二年四月七日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
三五二五	二二、三、一二	足立　秀一
三五二六	二二、三、一二	渡辺佐千雄
三五二七	二二、三、一二	烏谷　紀興
三五二八	二二、三、一二	今村　**邦彦**
三五二九	二二、三、一二	高田　勝人
三五三〇	二二、三、一二	北村　建児
三五三一	二二、三、一二	佐々木　宏
三五三二	二二、三、一二	佐藤　敏郎
三五三三	二二、三、一二	寺田　覚
三五三四	二二、三、一二	福薗　健
三五三五	二二、三、一二	江村　定康
三五三六	二二、三、一二	山内　**鵜**